

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告します。

平成二十六年九月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 処分をした年月日

平成二十六年八月二十八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名
有限会社ヤマト興業	大阪府大東市大字龍間一二一七番地	安川 晋二
小原工務店	京都府京田辺市松井ヶ丘三丁目二三番六号	小原 豊

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全て

2 期間

平成二十六年九月十二日から同月十四日までの三日間

四 処分の原因となった事実

有限会社ヤマト興業及び小原工務店は、建設業法第三条第一項に規定する建設業の許可を受けることなく、同項ただし書の政令で定める軽微な建設工事以外の工事を請け負いました。

このことが、建設業法第二十八条第二項第二号に該当します。